

2013年4月17日 全15頁

# 教育資金の一括贈与非課税措置の解説2

法令・告示等に基づいた解説と、活用法・政策効果の考察

金融調査部 研究員  
是枝 俊悟

## [要約]

- 「所得税法等の一部を改正する法律」が可決・成立し、関連政省令等が公布された。本稿では、法令・告示等に基づき、教育資金の一括贈与非課税措置について解説する。
- 法令・告示等により、「教育資金」の範囲が明示された。「学校等への支払額」には、入学金・授業料だけでなく、施設整備費、学用品費、修学旅行費、学校給食費など教育に伴って必要な費用などが含まれる。ただし、これらに該当する費用でも業者等に支払う場合は「学校等以外への支払額」とされる。
- 「学校等以外への支払額」（教育資金支出額にカウントできるのは上限500万円以内）には、教育・スポーツ・文化芸術活動・教養の向上のための活動の月謝などのほか、これらの指導で使用する物品の購入費についても、指導を行う者を通じて購入する場合は含まれる。
- 法令・告示等に示された「教育資金」に当てはまるものを推計すると、幼稚園から大学まで私立学校に通うとすると、概ね上限の1,500万円を使い切るものと考えられる。

## [目次]

1. 法令・告示等の解説…………… 2ページ
2. 改正点と政策効果の考察…………… 10ページ
3. 活用法と学校・予備校・習い事などへの影響の考察…………… 13ページ

※本稿は、2013年3月19日公表の拙稿「教育資金の一括贈与非課税措置の解説」（下記URL）を改訂したものである。このレポート発表後、政省令・告示等によって明らかになった事項で重要なものについて下線を引いている。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130319\\_006953.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130319_006953.html)

## 1. 法令・告示等の解説

2013年3月29日、「所得税法等の一部を改正する法律」（以下、改正法）が参議院にて可決・成立し、政省令等とともに3月30日に公布された。

改正法により、直系尊属（父母、祖父母など）が子や孫などの教育資金に充てるために金銭等を拠出し、金融機関に信託等をした場合に、贈与を受ける者1人につき1,500万円までの金額について贈与税を課さない制度が設けられた。

教育資金の一括贈与非課税措置については、租税特別措置法（以下、措法）のほか、租税特別措置法施行令（以下、措令）、租税特別措置法施行規則（以下、措規）、文部科学省告示第68号（以下、告示）に規定が定められた。

また、2013年4月1日に、文部科学省ウェブサイト「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について」（以下、文科省解説）が公表された。

本稿では、これらの法令等に基づいて、教育資金の一括贈与非課税措置について解説する。

### 1-1. 贈与の方法

法令では、贈与の方法は図表1のように定められている。

**図表1 教育資金の一括贈与非課税措置のスキーム①（贈与の方法等）**

贈与者（贈与する者）	贈与を受ける者の直系尊属（父母、祖父母など）
受贈者（贈与を受ける者）	教育資金管理契約の締結日において30歳未満
贈与の方法	以下のいずれかの方法 ①教育資金管理契約に基づき信託会社に信託する ②書面による贈与により取得した金銭を用い教育資金管理契約に基づき、銀行等で預貯金として預入する ③書面による贈与により取得した金銭等を用い教育資金管理契約に基づき、証券会社等で有価証券を購入する
非課税拠出額	「教育資金非課税申告書」および「追加教育資金非課税申告書」に記載された金額の合計額
教育資金管理契約への「非課税拠出額」の限度額	受贈者1人につき1,500万円まで （贈与者については、何人に贈与するか、総額はいくらかについては制限なし。 受贈者については、何人から贈与を受けても、合計1,500万円まで）
拠出できる期間	平成25（2013）年4月1日～平成27（2015）年12月31日
受贈者の義務	非課税措置の適用を受ける旨、受贈者の氏名・住所等を記載した「教育資金非課税申告書」を取扱金融機関の営業所等を経由して、信託等がされる日までに受贈者の納税地の所轄税務署長に提出する。
教育資金非課税申告書の添付書類	・信託または贈与の事実および年月日を証する書類（信託または贈与に関する契約書など）の写し ・当該受贈者の氏名、生年月日、住所、贈与者との続柄を証する書類（戸籍謄本・戸籍抄本・住民票の写しなど）

再抛 出 (複数回の贈与)	上記の期間内かつ、「非課税抛出額」の限度額の範囲内であれば、同一の金融機関の教育資金管理契約において資金の再抛出（複数回の贈与）が可能。 この場合、受贈者は、「教育資金非課税申告書」を提出した金融機関の営業所等を経由して「追加教育資金非課税申告書」を追加の信託等がされる日までに、当該「教育資金非課税申告書」を提出した税務署長に提出する。
---------------------	--

(出所) 法令をもとに大和総研金融調査部制度調査課作成

非課税となる贈与の方法は、①信託会社<sup>1</sup>への信託、②銀行等<sup>2</sup>への預貯金<sup>3</sup>の預入、③証券会社等<sup>4</sup>での有価証券の購入のいずれかとされている。なお、非課税措置を取り扱える営業所等は、これらの信託会社・銀行等・証券会社等のうち国内にあるものとされており、対象の金融機関であっても海外支店では取扱いができない<sup>5</sup>。

いずれも教育資金管理契約が必要であり、①の場合は、信託の利益の全部の受益者を子や孫などの受贈者とする必要があり、②・③の場合は預け入れられる金銭等<sup>6</sup>について書面により子や孫などの受贈者に贈与されており、受贈者が当該金銭等を取得してから2ヵ月以内に預貯金の預入または有価証券の購入を行うことが必要となる。

平成25(2013)年4月1日から平成27(2015)年12月31日までにこれら①～③の方法で贈与が行われた場合に限り、贈与税非課税の扱いを受けられる。

非課税の扱いを受けるためには、受贈者は非課税措置の適用を受ける旨、受贈者の氏名・住所等を記載した「教育資金非課税申告書」を取扱金融機関の営業所等を経由して、信託等がされる日までに受贈者の納税地の所轄税務署長に提出する必要がある。この際に、「教育資金非課税申告書」には当該受贈者の「信託または贈与の事実および年月日を証する書類の写し」および「戸籍謄本または戸籍抄本、住民票の写し等の書類で当該受贈者の氏名、生年月日、住所、贈与者との続柄を証する書類」を添付する必要がある<sup>7</sup>。

<sup>1</sup> 「信託業法第3条又は第53条第1項の免許を受けたものに限るものとし、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第1条第1項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む」（措法70の2の2①）と規定されている。

<sup>2</sup> 「銀行その他の預金又は貯金の受入れを行う金融機関として政令で定める金融機関をいう」（措法70の2の2①）とされ、具体的には、「銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法第9条の9第1項第1号の事業を行う協同組合連合会をいう。）、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫並びに貯金の受入れをする農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会」（措令40の4の3①）が指定されている。

<sup>3</sup> 具体的には、普通預金（普通貯金）、貯蓄預金（貯蓄貯金）、定期預金（定期貯金）、通知預金（通知貯金）と規定されている（措規23の5の3④）。

<sup>4</sup> 「金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者（同法第28条第1項に規定する第1種金融商品取引業を行うものに限る）」（措法70の2の2①）と規定されている。

<sup>5</sup> 「営業所、事務所その他これらに準ずるものでこの法律の施行地にあるもの」（措法70の2の2①）と規定されている。

<sup>6</sup> 銀行等においては、書面により贈与された「金銭」を預け入れる場合とされているが、証券会社等においては、書面により贈与された「金銭等」とされており、「金銭」のほか、計算期間が1日の公社債投資信託（MRF、MMFなど）が含まれる（措法70の2の2①、措令40の4の3②、措規23の5の3①）。

<sup>7</sup> 措令40の4の3⑫による。

「教育資金非課税申告書」は受贈者 1 人につき 1 通しか提出することができない。このため、受贈者 1 人につき 1 つの金融機関しか教育資金管理契約を扱うことができない。

既に教育資金管理契約を扱っている金融機関に、追加で資金を拠出することは、既に非課税で贈与を行った額と追加拠出額を合わせて 1,500 万円の範囲内であり、かつ、平成 27 (2015) 年 12 月 31 日までであれば、可能とされている。この場合は、「教育資金非課税申告書」を提出した金融機関の営業所等を経由して「追加教育資金非課税申告書」を追加の信託等がされる日までに、当該「教育資金非課税申告書」を提出した税務署長に提出する。

「非課税拠出額」はこれら「教育資金非課税申告書」および「追加教育資金非課税申告書」に記載された金額の合計額とされている。

## 1-2. 教育資金管理契約の条件

法令では、「教育資金管理契約」の条件について、信託会社、銀行等、証券会社等のそれぞれについて、以下の図表 2 のように定められている。

**図表 2 教育資金の一括贈与非課税措置のスキーム②（教育資金管理契約の条件）**

共通の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受贈者の教育に必要な教育資金を管理することを目的とする契約であること</li> <li>・教育資金管理契約は、取消し・解約ができず、法定の終了事由（いずれか早い日、図表 5 参照）に該当したときに終了すること</li> </ul>
信託会社の場合	<p>当該受贈者の直系尊属と受託者との間の信託に関する契約で次に掲げる事項が定められているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・信託財産から教育資金の支払に充てた金銭に相当する額の払出しを受けする場合または教育資金の支払に充てるための金銭の交付を受ける場合には、当該受贈者は信託会社に領収書等を提出すること</li> <li>・信託の主たる目的は、教育資金の管理とされていること</li> <li>・受託者がその信託財産として受け入れる資産は、金銭等に限られるものであること</li> <li>・当該受贈者を信託の利益の全部の受益者とするものであること</li> <li>・当該信託の受益者は変更できないこと</li> <li>・当該信託の受益権は譲渡、担保提供ができないこと</li> </ul>
銀行等の場合	<p>当該受贈者と銀行等との間の普通預金その他財務省令で定める預金または貯金に係る契約で次に掲げる事項が定められているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育資金の支払に充てるために預金または貯金を払い出した場合には、当該受贈者は銀行等に領収書等を提出すること</li> <li>・当該預貯金は、譲渡・担保提供ができないこと</li> </ul>
証券会社等の場合	<p>当該受贈者と証券会社等との間の有価証券の保管の委託に係る契約で次に掲げる事項が定められていること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育資金の支払に充てるために有価証券の譲渡、償還、その他の事由により金銭の交付を受けた場合には、当該受贈者は証券会社等に領収書等を提出すること</li> <li>・受益者が有する有価証券の保管の委託に関する契約に係る権利については、譲渡にかかる契約を締結できないこと</li> <li>・当該契約に基づいて保管される有価証券は、担保提供ができないこと</li> </ul>

(出所) 法令をもとに大和総研金融調査部制度調査課作成

### 1-3. 「教育資金」と「教育資金支出額」の定義

法令等では、「教育資金支出額」について、以下の図表3のように定めている。

図表3 教育資金の一括贈与非課税措置のスキーム③（教育資金・教育資金支出額）

教育資金	<p>①学校等に直接支払われる金銭のうち以下のもの（学校等が徴収し、業者に支払われるものを含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費</li> <li>・ 入学または入園のための試験に係る検定料</li> <li>・ 在学証明、成績証明などの手数料</li> <li>・ 学用品の購入費、修学旅行費または学校給食費その他学校における教育に伴って必要な費用に充てるための金銭</li> </ul> <p>②学校等以外の者に支払われる金銭のうち、以下に該当する活動についての以下の費用のうち教育のために支払われるもの（国外において支払われるものを含む）として社会通念上相当と認められるもの</p> <p>[活動内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学習（学習塾・家庭教師、そろばんなど）</li> <li>・ スポーツ（スイミングスクール、野球チームでの指導など）</li> <li>・ 文化芸術活動（ピアノの個人指導、絵画教室、バレエ教室など）</li> <li>・ 教養の向上のための活動（習字・茶道など）</li> </ul> <p>[費用]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指導の対価（月謝、謝礼、入会金など）として支払う費用</li> <li>・ 施設利用料</li> <li>・ 上記活動で使用する物品の費用のうち、上記の指導を行う者を通じて購入するもの（指導を行う者の名で領収書が出るもの）</li> </ul> <p>③学校等以外の者に支払われる金銭のうち、「学用品の購入費、修学旅行費または学校給食費その他学校における教育に伴って必要な費用に充てるための金銭」のうち、学生等の全部または大部分が支払うべきものと当該学校等が認めたもの</p>
学校等の定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校</li> <li>・ 大学、大学院</li> <li>・ 高等専門学校</li> <li>・ 専修学校、各種学校（学校教育法134①に規定）</li> <li>・ 保育所、保育所に類する施設、認定こども園</li> <li>・ 外国の教育施設のうち一定のもの</li> <li>・ 水産大学校、海技教育機構の施設（海技大学校、海上技術短期大学校、海上技術学校）、航空大学校、国立国際医療研究センターの施設（国立看護大学校）</li> <li>・ 職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校（※）、職業能力開発短期大学校（※）、職業能力開発校（※）、職業能力開発促進センター（※）、障害者職業能力開発校</li> </ul> <p>※印の施設は、国・地方公共団体・職業能力開発促進法に規定する職業訓練法人が設置するものに限る</p>



教育資金支出額	教育資金のうち、金融機関に領収書等が提出され、金融機関が確認を行い、記録された金額（ただし、上記②および③については500万円までしか「教育資金支出額」に算入できない）
受贈者の義務	教育資金の支払に充てるために口座から金銭を引出す場合には、金融機関に領収書等を提出する。

（出所）法令、告示、文科省解説をもとに大和総研金融調査部制度調査課作成

「教育資金」のうち、金融機関に領収書等が提出され金融機関が確認を行い記録された金額が「教育資金支出額」とされる。

「教育資金」のうち、学校等に直接支払われる入学金、授業料等は上限なしに「教育資金支出額」とされる（もっとも「非課税拋出額」が1,500万円以内なので、「教育資金支出額」が1,500万円超となっても課税上の意味はない）。

「教育資金」のうち、学校等以外の者に、教育に関する役務の提供の対価として直接支払われる金銭等については、累計で500万円までしか「教育資金支出額」に算入できない。このうち、学校等への支払額として認められるものは、あくまで学校等に直接支払った費用に限られる。教科書など学校等で使用するものであっても業者から購入した場合は、学校等以外への支払額として扱われる。一方、学校等が費用を徴収し業者等に支払う場合は、学校等への支払額として扱われる。

学校等以外への支払額としては、学習（学習塾・家庭教師、そろばんなど）、スポーツ（スイミングスクール、野球チームでの指導など）、文化芸術活動（ピアノの個人指導、絵画教室、バレエ教室など）、教養の向上のための活動（習字・茶道など）が認められる。これらの活動のための月謝・入会金などのほか、これらの活動で使用するための物品のうち、指導を行う者を通じて購入するもの（指導を行う者の名で領収書が出るもの）についても対象となる。

口座から引き出した金銭をこれらの教育資金の支払に充てた場合、受贈者は領収書等を期限内に金融機関に提出しなければならない。

#### 1-4. 領収書の様式と提出期限

法令等では、領収書の様式と提出期限を、次の図表4のように定めている。

図表4 教育資金の一括贈与非課税措置のスキーム④（領収書の様式と提出期限）

領収書等	教育資金の支払に充てた金銭に係る領収書その他の書類または記録でその支払の事実を証するもの（ただし、都度贈与の非課税の適用（2-1.参照）を受けて支払った教育費に係るものを除く）
------	--

領収書の様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校等以外の者に支払われる金銭」については、領収書により、支払日付け、金額、支払者（宛名）、支払先の氏名または名称、住所または所在地、摘要（〇月分〇〇料として（〇回または〇時間））が明らかになっている必要がある。</li> <li>・「学校等以外の者に支払われる金銭」のうち「学用品の購入費、修学旅行費または学校給食費その他学校における教育に伴って必要な費用に充てるための金銭で学生等の全部または大部分が支払うべきものと当該学校等が認めたもの」（図表3の③）については、領収書等に加えて、学校等が認めたものであるとわかるものを金融機関に提出する必要がある。</li> </ul>
領収書等の提出期限	<p>いずれかの方式を受贈者が選択する（一度選択したら、変更不可）</p> <p>[教育資金支払後口座引出し方式]<sup>8</sup>  教育資金の支払を行った後に相当額の金銭を口座から引き出す場合  →当該領収書等に記載された支払日から1年以内</p> <p>[口座引出し後教育資金支払方式]<sup>9</sup>  口座から金銭を引き出した後に教育資金の支払を行う場合  →当該領収書等に記載された日の属する年の翌年の3月15日まで</p>
金融機関の義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出された領収書等により、払い出された金銭が教育資金に充当されたことを確認し、当該領収書等に記載された支払の金額および年月日について記録をし、当該記録と領収書等を「信託等の終了日の翌年の3月15日後6年を経過する日」まで保存する。</li> <li>・「口座引出し後教育資金支払方式」においてある年の口座からの支払額が領収書等の合計額を下回るときは、上記の記録をする金額は、当該支払額を限度とする。</li> </ul>

（出所）法令、文科省解説をもとに大和総研金融調査部制度調査課作成

金融機関に提出する領収書等とは、「教育資金の支払に充てた金銭に係る領収書その他の書類または記録でその支払の事実を証するもの」とされており、必ずしも領収書に限られない。ただし、当該領収書について、都度贈与の非課税と重複して利用することはできない（2-1. 後述）。

また、「学校等以外の者に支払われる金銭」については、領収書にて、支払日付け、金額、支払者（宛名）、支払先の氏名または名称、住所または所在地、摘要（〇月分〇〇料として（〇回または〇時間））が明らかになっていることが必要とされている<sup>10</sup>。

さらに、「学校等以外の者に支払われる金銭」のうち「学用品の購入費、修学旅行費または学校給食費その他学校における教育に伴って必要な費用に充てるための金銭で学生等の全部または大部分が支払うべきものと当該学校等が認めたもの」（図表3の③）については、領収書に加え、学校等が認めたものであるとわかるものを金融機関に提出する必要がある。この「学校等が認めたものであるとわかるもの」については、具体的な方法は、近日中に文部科学省ウ

<sup>8</sup> 法律では「教育資金の支払に充てた金銭に相当する額を払い出す方法により専ら払出しを受ける場合」（措法70の2の2⑦一）とされているが、ここでは「教育資金支払後口座引出し方式」とした。

<sup>9</sup> 法律では「前号（筆者注：教育資金の支払に充てた金銭に相当する額を払い出す方法により専ら払出しを受ける場合）以外の場合」（措法70の2の2⑦二）とされているが、ここでは「口座引出し後教育資金支払方式」とした。

<sup>10</sup> 文科省解説 Q3-1 による。

ウェブサイトに掲載するものとされている<sup>11</sup>。

領収書等の提出期限は、受贈者が「教育資金支払後口座引出し方式」か「口座引出し後教育資金支払方式」のいずれを選択するかにより異なる。「教育資金支払後口座引出し方式」は先に教育資金を支払った後に口座から相当額を引き出す方法、「口座引出し後教育資金支払方式」は先に口座から金銭を引出した後に教育資金を支払う方法である。

いずれの方式を選択するかは、受贈者が教育資金管理契約を締結する際に選択し、以後の変更はできない<sup>12</sup>。

金融機関への領収書等の提出期限は、「教育資金支払後口座引出し方式」では当該領収書等に記載された支払年月日から1年を経過する日まで、「口座引出し後教育資金支払方式」では当該領収書等に記載された支払年月日の属する年の翌年の3月15日が期限とされている。

なお、「口座引出し後教育資金支払方式」においてある年に口座から引き出した額よりも、提出された領収書等に記載された同年の「教育資金」の額が多かった場合は、その年の「教育資金支出額」とされるのは口座から引き出した金額までとされている<sup>13</sup>。

万一、受贈者が教育資金の支払に充てるために口座から引き出した金銭が教育資金の支払に充てられていないこと、教育資金非課税申告書が2通以上提出されていること、非課税拠出額が1,500万円を超えていることを税務署が知ったときは、取扱金融機関にその旨等を通知するものとされている。この場合、通知を受けた取扱金融機関は記録を訂正しなければならないとされている。

#### 1-5. 「教育資金管理契約」の期間と終了時の扱い

法令における「教育資金管理契約」の期間と終了時の扱いをまとめたものが図表5である。

**図表5 教育資金の一括贈与非課税措置のスキーム⑤（教育資金管理契約の終了時）**

教育資金管理契約の期間	下記のいずれかに該当して教育資金管理契約が終了するまで ①受贈者が30歳に達する ②受贈者が死亡する ③口座の残高が0になる（受贈者と金融機関との間で教育資金管理契約を終了させる合意があった場合に限り）
教育資金管理契約終了時の扱い	・30歳到達時（または、残高が0になったとき） 「非課税拠出額」（図表1）から「教育資金支出額」（図表3）として払い出した額を差し引いた残額があれば、30歳到達時（または残高が0になったとき）に贈与があったものとして贈与税を課税 ・死亡時 「非課税拠出額」から「教育資金支出額」として払い出した額を差し引いた残額があっても贈与税非課税

<sup>11</sup> 文科省解説 Q3-1 による。

<sup>12</sup> 措令40の4の3④による。

<sup>13</sup> このとき、領収書等に記載された同年の「教育資金」に、「学校等への支払額」と「学校等以外への支払額」の両方があるときは、「学校等への支払額」を優先して「教育資金支出額」とする（措令40の4の3⑦）。



金融機関の義務	当該教育資金管理契約に係る受贈者の氏名・住所等を記載した「教育資金管理契約の終了に関する調書」を当該教育資金管理契約が終了した日（死亡時はその事実を知った日）の属する月の翌々月末日までに当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出する。
---------	---

（出所）法令をもとに大和総研金融調査部制度調査課作成

教育資金管理契約は①受贈者が30歳に達する、②受贈者が死亡する、③口座の残高が0となる（③については、受贈者と金融機関との間で教育資金管理契約を終了させる合意があった場合に限り）のいずれかに該当したときに終了し、いずれかに該当するまで継続する。

教育資金管理契約の終了時に、口座に拠出された額から教育資金支出額として払い出した額を差し引き、残額があれば30歳到達時（または残高が0になったとき）に贈与があったものとして贈与税を課税するものとしている<sup>14</sup>。

「30歳到達時の口座残高」ではなく、「非課税拠出額」から「教育資金支出額」を差し引いた額について贈与税が課税されるのが特徴である。すなわち、教育資金以外の目的で口座から引き出した場合や、教育資金に支出したが領収書等を提出しなかった場合などについては、口座の残高が0であったとしても、贈与税が課税される。

このときは、教育資金管理契約の終了時において贈与者が生存している場合は、当該贈与者から贈与されたものとみなし、教育資金管理契約の終了時において贈与者が死亡している場合は、一般の贈与とみなして、贈与税が課税される<sup>15</sup>。

すなわち、現行法における平成27年以後の贈与税を前提とすれば、教育資金管理契約の終了時において贈与者が生存している場合は（20歳未満で残高が0になり教育資金管理契約が終了した場合を除き）「直系尊属から20歳以上の者への贈与」として低い税率区分が適用され、教育資金管理契約の終了時において贈与者が死亡している場合は「一般の贈与」として高い税率区分が適用されることになる<sup>16</sup>。

もともと、口座に拠出された額を教育資金以外に利用することも、30歳到達時等に贈与税が課税されることにはなるが、可能ではある。

贈与税非課税で拠出された資金を、口座内で運用することもできる。口座内の運用により譲渡益・利子・配当などが得られた場合は、その譲渡益・利子・配当などについては通常通り所得税等が課税されるが、贈与税はかからない。

他方で、口座内の運用によって損失が生じた場合についてはその損失分は「教育資金支出額」

<sup>14</sup> 教育資金管理契約の終了時にまだ金融機関に提出していない領収書等があるときは、図表4記載の提出期限にかかわらず、教育資金管理契約の終了日の翌月末日までに提出しなければならない（措令40の4の3⑩二）。このとき、教育資金管理契約の終了日より後を支払日とする領収書等は、「教育資金」に含めることができない（措令40の4の3⑩一）。

<sup>15</sup> 措令40の4の3⑩による。

<sup>16</sup> 例えば、平成27年1月1日以後の贈与で受贈額が1,000万円である場合、「一般の贈与」の場合は、贈与税額は231万円であるが、「直系尊属から20歳以上の者への贈与」の場合は、贈与税額は177万円となる。もともと、贈与税が課税されるのは贈与から最長で30年後のことであり、30年後の贈与税の仕組みは現時点と比べて大幅に改正されている可能性も考えられる。

とはならないため、贈与税が課税される。すなわち、口座内の運用で損失が発生した場合は、元本が毀損する上に贈与税を課税されるという厳しい状況となる。口座内でのリスクを取った運用については慎重に検討した方がよいものと考えられる。

受贈者が死亡した場合については、「拋出額から教育資金支出額を差し引いた額」があっても贈与税を課さないものとしている。

金融機関は、教育資金管理契約の終了時に当該教育資金管理契約に係る受贈者の氏名・住所等を記載した「教育資金管理契約の終了に関する調書」を当該教育資金管理契約が終了した日の属する月の翌々月末までに、当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

## 2. 改正点と政策効果の考察

### 2-1. 教育費を支払う場合の従来の贈与税の扱いとの違い

従来から、相続税法により「扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち通常必要と認められるもの」<sup>17</sup>には贈与税は課されない。

この「扶養義務者」とは、民法上の扶養義務者としての兄弟姉妹および直系血族などが規定されており、父母や祖父母などが含まれる<sup>18</sup>。

この「教育費」については、「被扶養者の教育上通常必要と認められる学資、教材費、文具費等をいい、義務教育費に限らない」<sup>19</sup>とされているが、これは「必要な都度直接これらの用に充てるために贈与によって取得した財産」<sup>20</sup>に限られ、「教育費の名義で取得した財産を預貯金した場合又は株式の買入代金若しくは家屋の買入代金に充当したような場合における当該預貯金又は買入代金等の金額は、通常必要と認められるもの以外のものとして取り扱う」<sup>21</sup>とされている。

すなわち、父母や祖父母などの扶養義務者が教育上通常必要と認められる教育費を「必要な都度直接」支払った場合については、贈与税はかからないものとなっている。

しかし他方で、将来の教育費のために予め資金を贈与する場合については、従来は、贈与税が課税されていた。

その他、従来から贈与税の暦年課税には年 110 万円の基礎控除が認められており、毎年 110 万円以内の贈与であれば、前述のような「教育費」に該当しなかったとしても贈与税がかからずに贈与することが可能である。ただし、定期的に贈与を行うと、いわゆる「連年贈与」に該

<sup>17</sup> 相続税法 21 条の 3①二

<sup>18</sup> 民法 877 条により、直系血族および兄弟姉妹に相互扶養義務があるとしており、家庭裁判所は特別の事情があるとき、3 親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。税制上は、民法上の扶養義務者に加え、3 親等内の親族で生計を一にする者については、家庭裁判所の審判がない場合であっても扶養義務者と扱うこととされている（相続税法基本通達 1 の 2-1）。

<sup>19</sup> 相続税法基本通達 21 の 3-4

<sup>20</sup> 相続税法基本通達 21 の 3-5

<sup>21</sup> 同上

当し一括して贈与したものととして課税されるかどうか疑義が生じるものとなっている<sup>22</sup>。

教育資金の一括贈与非課税措置を利用すれば、これらの疑義が生じずに教育資金を非課税で贈与できるものとなっている。

もともと、教育資金の一括贈与非課税措置で贈与された資金を口座から引き出して、教育資金の支払いに充てる場合は、その資金について都度の贈与を非課税で受けることはできない。例えば、大学の初年度納付金として扶養義務者から 200 万円を非課税で受け取った上で、さらに当該領収書を金融機関に提出して「教育資金」として口座から 200 万円を引出すようなことはできない。

## 2-2. 子どもを育てる親への支援効果・異業種への消費拡大効果

ところで、祖父母が孫に教育資金を一括贈与するというのは、実質的には誰への贈与になるのだろうか。

もちろん、法律上は、教育資金を贈与される子ども自身である。しかし、もしその贈与がなかったとしたら、その教育資金は誰が支払っていたのだろうか。

もし贈与がなかったとしたら、子どもが自分の学費を奨学金の借入れやアルバイト等で稼ぐことによって支払うことが予定されていたとすれば、名実ともに教育資金は子どもへの贈与といえる。

しかし、贈与がなかったとしたら教育資金は子どもではなくその子どもを育てる父母（親）が支払うことが予定されていたとすれば、子どもに教育資金が贈与されると、その子どもを育てる父母は、その分だけ教育資金を支払わなくてよいことにもなる。その面で見れば、教育資金の一括贈与というのは、実質的には子どもに対する贈与ではなく、子どもを育てる親への贈与とも考えられるのである。

すなわち、教育資金の一括贈与非課税措置を、孫への支援だけでなく、教育費の支払に苦慮している（孫を育てている）子への支援として活用することもできる。

子どもを育てる親の世代にとっての教育費の負担が軽減されれば、その分だけ他の費用を支出する余裕が生まれ、教育費以外についても消費が拡大する効果が考えられる。

## 2-3. 相続税の課税強化との関連

改正法では、教育資金の一括贈与の非課税措置を設けるとしている一方で、相続税の基礎控除の引き下げなどの相続税の課税強化も行う。

<sup>22</sup> 国税庁は、「10 年間にわたって毎年 100 万円ずつ贈与を受けることが、贈与者との間で約束されている場合には、1 年ごとに贈与を受けると考えるのではなく、約束をした年に、定期金に関する権利（10 年間にわたり毎年 100 万円ずつの給付を受ける権利）の贈与を受けたものとして贈与税がかかりますので申告が必要です」（タックスアンサーNo. 4402「贈与税がかかる場合」[平成 23 年 6 月 30 日現在法令等]）と説明している。

改正法では、平成 27 (2015) 年 1 月 1 日以後の相続等から、基礎控除を「5,000 万円＋法定相続人数×1,000 万円」から「3,000 万円＋法定相続人数×600 万円」に 4 割引き下げるなどの課税強化を行う。相続税の課税強化策については、税率の引き上げもあるが、税率引き上げの影響を受けるのは基礎控除後の課税遺産総額が少なくとも 2 億円超であるケースに限られ<sup>23</sup>、基礎控除の縮小による影響がより大きなものといえる。

例えば、法定相続人数が 3 人であれば、基礎控除は現在 8,000 万円であるが、平成 27 (2015) 年以後の相続等では 4,800 万円へと 3,200 万円縮小されることになる。しかしながら、4 人の孫に 800 万円ずつ計 3,200 万円を教育資金の一括贈与の非課税措置によって予め贈与しておけば、贈与を行わなかった場合と比べて課税遺産総額が 3,200 万円減少することになるため、平成 27 (2015) 年以後の相続等であっても現在と比べて相続税額は変わらないことになる（前述の税率引き上げの影響を受けない場合）。

このように、相続税の基礎控除の引き下げなどの相続税の課税強化が行われる中で、教育資金の一括贈与の非課税措置を設けるとされているため、生前贈与を行わなければ相続税額が増えるが、生前贈与を行えばその影響を緩和することができるという構図になっている。

特に、相続税の課税対象となりうるような者にとっては、生前贈与を強力に促進する策となっているものと言えるだろう。

## 2-4. 教育の機会保障施策について

子どもの大学進学率は親の所得に比例する傾向があり<sup>24</sup>、子どもの学歴は子どもの所得を決める大きな 1 要素となっている<sup>25</sup>。親の所得が高い→子どもの学歴が高くなる→子どもの所得が高くなるというように、教育格差を通じて、親の所得格差が子に受け継がれることが考えられる。

親の所得は低いが祖父母の資産は多いという家庭において、教育資金の一括贈与が行われれば、親の所得が低い家庭の子どもがより高い教育を受けられることにより、教育格差を通じた所得格差の固定化の傾向を弱める効果が期待される。

ただし、教育資金の一括贈与の非課税措置を設けても、親にも祖父母にも教育資金を出せるだけの所得や資産のない家庭の子どもにとっては、何も状況は変わらない。家庭の状況にかかわらず、能力に応じて子ども本人の望む教育を受けられるようにするための施策は依然として必要とされるものと言える。

<sup>23</sup> 法定相続人が 1 人のみの場合。法定相続人が 2 人以上であれば、税率引き上げの影響を受けるのは、より課税遺産総額が多いケースに限られる。

<sup>24</sup> 例えば、東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センター「高校生の進路と親の年収の関連について」（2009 年 7 月 31 日）によると、4 年制大学への進学率は、親の年収が 400 万円以下の高校生は 31.4%だが、親の年収が 1,000 万円超の高校生は 62.4%となっている。

<sup>25</sup> 例えば、独立行政法人労働政策研究・研修機構『ユースフル労働統計 2012—労働統計加工指標集—』によると、一般労働者の生涯賃金（定年まで、退職金を除く）は 2009 年において、高校卒の男性では 1 億 9,040 万円、大学・大学院卒の男性では 2 億 5,180 万円となっている。

### 3. 活用法と学校・予備校・習い事などへの影響の考察

#### 3-1. 「教育資金」で1,500万円を使い切れるか

教育資金の一括贈与・非課税措置を用いた贈与であっても、「教育資金拠出額」から「教育資金支出額」を差し引いた残額があった場合は贈与税が課税される。では、上限の1,500万円の贈与を行った場合、子や孫が「教育資金（支出額）」として使い切れず、残額に贈与税が課税されるということは起こりうるのだろうか。

図表6は統計および法令・告示等に示された「教育資金」の判断基準をもとに試算した学校別の1人あたりの「教育資金」の推計額である。

図表6を見ると、例えば学校等への支払額は大学の時期に最も多くなり、平均で、国立であれば204万円、私立であれば460万円である。学校等以外への支払額については小学校の時期に最も多くなり、公立小学校に通っている者の平均で110万円、私立小学校に通っている者の平均で308万円である。

図表6 学校別の1人あたりの「教育資金」の推計額（単位：万円）

	学校等への支払額		学校等以外への支払額	
	公立(国立)	私立	公立(国立)	私立
幼稚園	32	92	20	38
小学校	39	388	110	308
中学校	27	201	84	80
高校	26	125	44	66
大学	204	460		

(注)それぞれの学校にいる年数分(幼稚園は3年とした)の総額である。  
「公立(国立)」の欄は、高校までは公立、大学は国立を意味する。  
(出所)文部科学省「平成22年度子どもの学習費調査」および日本学生支援機構「平成22年度学生生活基本調査」をもとに大和総研推計

図表6をもとに、進学コース別の1人あたりの「教育資金支出額」を推計したものが図表7である。

幼稚園から大学まですべて国公立(A)であれば、「教育資金支出額」は585万円であり、上限まで1,500万円を贈与していれば使い残しが十分に考えられる。

しかし、高校まで私立、大学は国立(E)やすべて私立(F)の場合は「教育資金支出額」は、Eの場合で1,502万円、Fの場合で1,758万円となる。この場合、非課税で贈与できる上限の1,500万円を「教育資金支出額」でほぼ使い切る見込みである。



図表 7 進学コース別の1人あたりの「教育資金支出額」の推計額（単位：万円）

	教育資金の金額		教育資金支出額
	学校等への支払額	学校等以外への支払額	
A すべて公立(大学は国立)の場合	328	257	585
B 高校まで公立、大学は私立の場合	584	257	841
C 中学まで公立、高校から私立の場合	683	279	962
D 小学まで公立、中学から私立の場合	857	275	1,131
E 高校まで私立、大学は国立の場合	1,010	491	1,502
F すべて私立の場合	1,266	491	1,758

(注)万円未満四捨五入。

(出所)文部科学省「平成22年度子どもの学習費調査」および日本学生支援機構「平成22年度学生生活基本調査」をもとに大和総研推計

幼稚園入園前までに、教育資金の一括贈与の非課税措置で贈与を行っておけば、子どもを幼稚園から高校まで私立学校に通わせ、大学にも通わせることで1,500万円程度を「教育資金支出額」として使い切ることができるものと考えられる。

一方で、高校入学後など子どもがある程度成長してから贈与を行った場合は、(後述の海外留学等の場合を除いては)1,500万円程度を「教育資金支出額」で使い切ることは困難なものと考えられる。

### 3-2. 年払いによる領収書提出等の事務負担の軽減

法令・告示等では「教育資金」の定義は広範に規定されてはいるが、支払の都度、領収書等を集めて提出することは、受贈者(およびその代理人としての親権者)にとって事務負担が重いものと考えられる。また、口座からの引出しおよび領収書等の提出回数が増えると、引出しの際に金融機関に支払う手数料がかさむことも考えられる。

学校等やカルチャースクールの授業料などの支払頻度を月払いから年払いに変えるなど、支払頻度を少なくすれば、領収書等の発行頻度も少なくなり、受贈者の事務負担が軽減されるものと考えられる。その際、年間の授業料などを前払いで徴収することも考えられる。授業料などの年払いは学校等やカルチャースクールなどにとっても事務負担を軽減できるものであるため、取扱いが広まる可能性がある。

### 3-3. 学校等において学用品等を授業料等に含める可能性

「学用品の購入費、修学旅行費または学校給食費その他学校における教育に伴って必要な費用に充てるための金銭」については学校等に直接支払うものであれば「学校等への支払額」となる。しかし、業者等に支払うものであれば、「学生等の全部または大部分が支払うべきものと当該学校等が認めたもの」に限って「学校等以外への支払額」とされ、領収書に加えて、学校等が認めたものであるとわかるものを金融機関に提出する必要がある。

このため、学校等において必要な学用品等については、学校等が一括して「教育充実費」などとして徴収する取扱いが今後増える可能性がある。この場合、「学校等以外への支払額」ではなく「学校等への支払額」とされることにより 500 万円以内の制限にかからなくなるほか、領収書等の枚数を減らすことができ、事務負担を軽減できる効果も得られる。

### 3-4. 予備校・習い事などで教材・物品等を購入できるプランが広まる可能性

予備校や習い事などで使用する物品の費用は、指導を行う者を通じて購入するもの（指導を行う者の名で領収書が出るもの）については「学校等以外への支払額」として「教育資金」に含めることができる（500 万円以内の制限あり）が、自ら購入したものについては「教育資金」に含めることができない。

このため、予備校において、授業において必要となる教材についてすべて授業料に含めている講座や、習い事において必要な物品などを月謝に含めている講座などが今後、増加する可能性がある。

例えば、楽器メーカーが運営する音楽教室において、指導のために必要となる楽器を購入できるプランなどが広まる可能性もある。

### 3-5. 外国への留学資金として使えるか

例えば、米国の私立大学に私費で留学すると、授業料だけでも年間 100 万円～300 万円程度かかるとされる。4 年間留学するとして、大学生活に 1,000 万円以上が必要になるケースも考えられる。

教育資金の一括贈与非課税措置により 1,500 万円の上限近い金額の贈与を受けられれば、このように高額な授業料等がかかる海外留学が可能になる者が増えるものと考えられる。

海外の大学への支払額は、「学校等への支払額」として「教育資金支出額」と認められる。

ただし、教育資金非課税措置は海外の金融機関（日本の金融機関の海外支店を含む）では取り扱えず、しかも、領収書等の提出は領収書等の支払年月日から 1 年以内などと規定されている。このため、海外留学中の子どもが、教育資金を口座から引き出したり、取扱い金融機関に領収書等を提出したりする際に困難が生じることも考えられる。

教育資金の一括贈与非課税措置を活用した海外留学を増やすためには、海外留学時においては口座からの教育資金の引き出し方法や、領収書等の提出期限などにおいて柔軟な対応が行えるよう法令等を改正し、制度を利用しやすくする必要があるだろう。

【以上】